

登録されたご家族であれば、「ご契約内容のお問い合わせ」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」「PGF生命マイページのご利用」を行うことができます。※法人契約は対象外です。



お電話での  
お問い合わせ

PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-1069**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)



ホームページ

PGFご家族登録サービスのご紹介

<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/family/>

PGFご家族登録サービス 検索



PGF生命マイページ



新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



公的保険制度について

お申込みにあたっては、公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。公的保険制度についてはこちらからご確認ください。

公的保険について(金融庁ホームページ)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



必ずご確認ください事項

- この保険は米ドル建であり、保険料を円でお支払いいただく場合、または保険金等を円でお受取りいただく場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお支払いいただいた**一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行うことから、解約返戻金は増減します。また、契約日から10年未満に解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、**解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

※この商品でご負担いただく費用は、「積立利率を設定する際にかかる費用」「保険料を円でお支払いいただく場合の費用」「保険料を米ドルでお支払いいただく場合、保険金・積立金(特則)等を米ドルでお受取りいただく場合の費用」「保険金・積立金(特則)等を円でお受取りいただく場合、介護終身年金へ移行した場合の費用」「年金および介護年金受取期間中にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」となります。

保険関係費用(災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用)を、積立利率の設定時にあらかじめ控除しています。

・契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢が91歳未満の場合、保険関係費用は1.3%となります。

・積立利率計算基準日における被保険者の年齢が91歳以上の場合、積立利率に会社所定の利率を適用するため、積立利率の設定のたびに費用が変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。

<お申込みに際してのご注意>

・当資料は、特に重要なお知らせ「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」の補助資料です。

・本商品のご検討に際しましては、特に重要なお知らせ「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等をご覧のうえ、当募集代理店の担当者(生命保険募集人)から商品内容に関する十分な説明をお受けください。

・本商品はPGF生命を引受保険会社とする保険商品です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

・当資料に記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、PGF生命所定の範囲内でお取扱いとなり将来変更される可能性があります。

引受保険会社

「PGF生命」は「フルデンシャル ジブラルタ  
ファイナンシャル生命」の略称です。

フルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

PGF生命コールセンター **0120-56-2269**

受付時間/平日 9:00~18:00  
土曜 9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

ホームページ <https://www.pgf-life.co.jp>

募集代理店

野村證券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

No.2509/25.04

一時払

PGF終身保険

<米ドル建・一時払>

米ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型)/無配当

2025年4月版

つかいながらのこすか  
ふやしてのこすか、

"米ドル建"で

未来へ続く

選ぶ楽しみ



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 為替レートの変動等により損失が生じる可能性があります。
- 解約時の市場金利により損失が生じる可能性があります。



商品の概要について  
動画でご確認いただけます

PGF終身保険<米ドル建・一時払>



引受保険会社

PGF生命  
フルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

募集代理店

野村證券株式会社

# 「保障コース」と「受取コース」からお選びいただける一時払終身保険です。

**リスクと費用について**

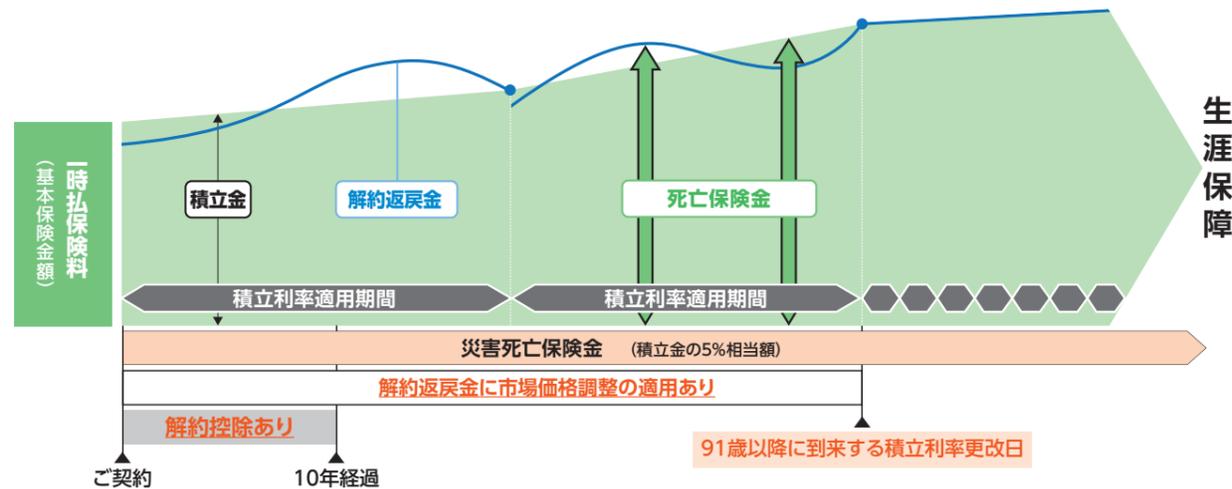
- 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
- この保険には、ご負担いただく費用があります。

くわしくは特に重要なお知らせ  
「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。

## 保障コース

- ・死亡保障を生涯にわたって確保することができます。
- ・積立金額は積立利率に応じて複利で増加します。

イメージ図



➡保障コースについては、P.3~4をお読みください。

## 介護にそなえる

### ●介護年金移行特約

公的介護保険制度の要介護2以上に認定されているとき、解約返戻金をもとに介護終身年金を生涯にわたって受取ることができます。

※介護年金移行特約を付加することで、解約返戻金の一部または全部を年金原資とした介護年金に移行することができます。  
※一般的な年金とは違い、要介護2以上に該当したときに受取れる年金であり、また年金額は年金原資の設定を行ったときの介護年金移行特約の基礎率(予定利率等)に基づいて計算します。  
※円でのお受取りとなります



## 受取り方を選べる

### ●保険金等の支払方法の選択に関する特約

保険金・解約返戻金等\*の一括受取または年金受取を選択することができます。

\*積立金(特則)は対象ではありません。



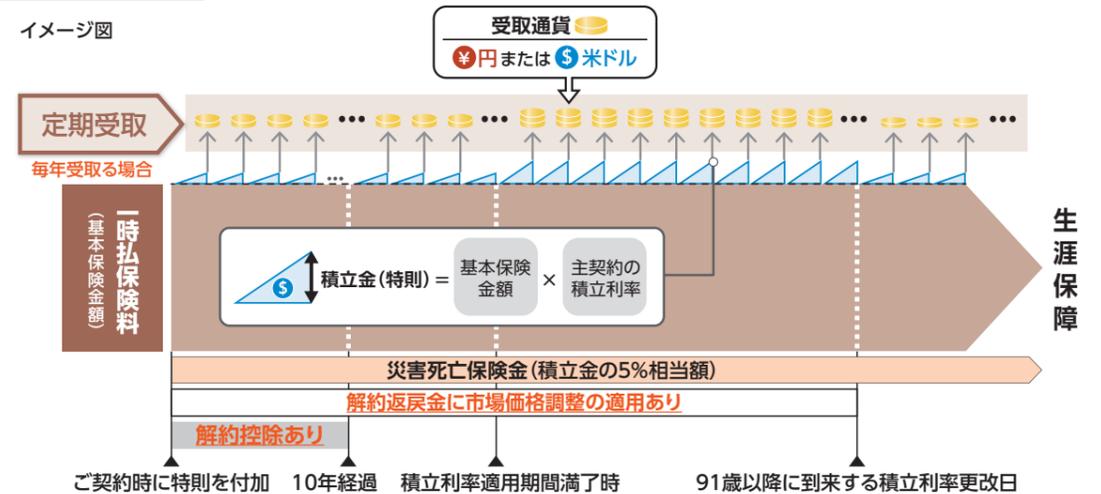
※被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申込みいただけません。  
※当資料では、「ご契約のしおり・約款」の積立金の引出機能に関する特則の「特則積立金」を「積立金(特則)」と読み替えて記載しています。  
※当資料では、積立金の引出機能に関する特則を付加した場合を「受取コース」、付加しない場合を「保障コース」と記載しています。また「受取コース」の

## 受取コース

- ・一時払保険料から増えた分を「積立金(特則)」として、解約控除・市場価格調整なしで受取れます。
- ・ご契約時に定期受取プランもしくは任意受取プランのどちらかを選択いただけます。

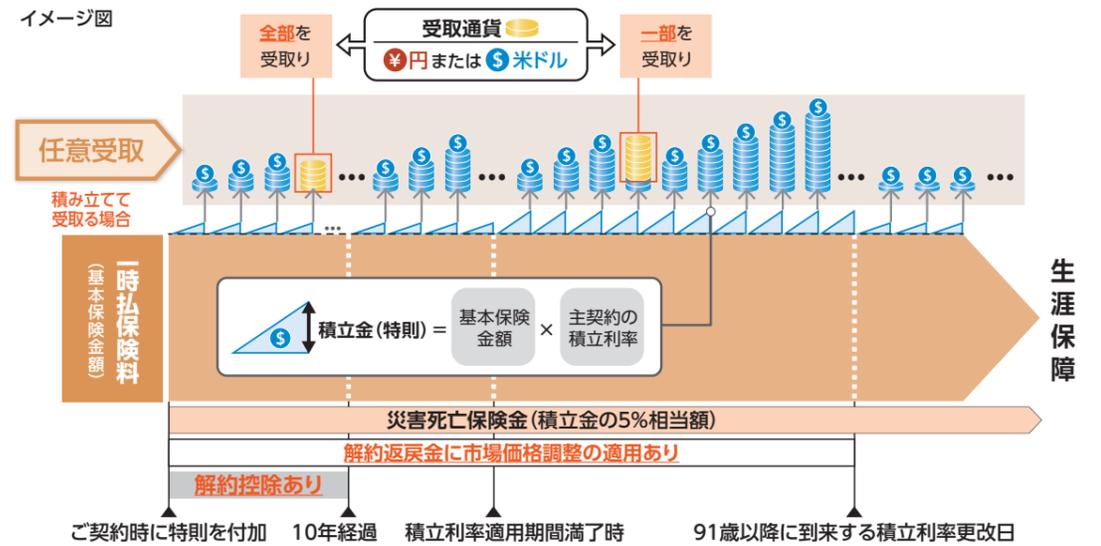
### 定期受取プラン 契約者は積立金(特則)を毎年受取れます。

イメージ図



### 任意受取プラン 積立金(特則)を積み立てておき、契約者のお申出により、任意のタイミングで受取れます。

イメージ図



➡受取コースについては、P.5~6をお読みください。

うち、積立金(特則)を毎年受取る場合を「定期受取プラン」、任意のタイミングで受取る場合を「任意受取プラン」と記載しています。



# 「受取コース」商品のしくみ (積立金の引出機能に関する特則を付加した場合)

一時払保険料から増えた分を「積立金 (特則)」として、解約控除・市場価格調整なしで受取れます。

**リスクと費用について**

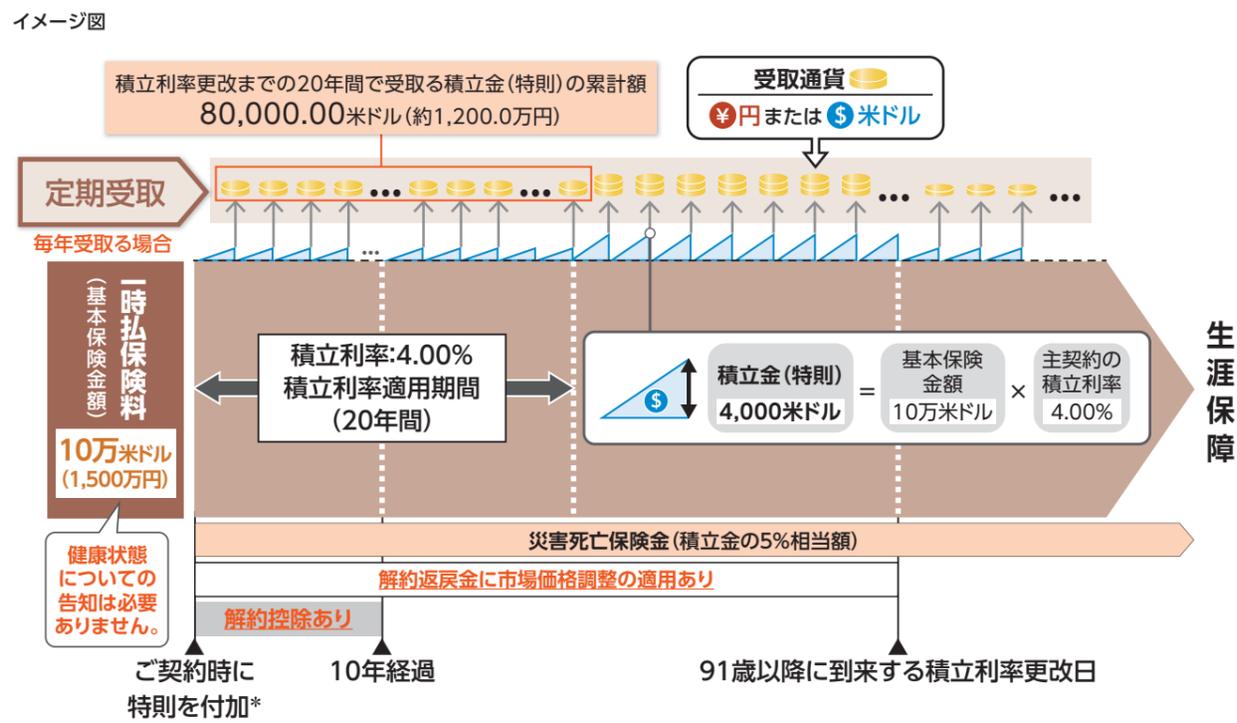
- 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
- この保険には、ご負担いただく費用があります。

くわしくは特に重要なお知らせ「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。

**ご契約例** ●コース:受取コース ●契約年齢(被保険者):70歳男性 ●基本保険金額(一時払保険料): 10万米ドル(1,500万円) ●積立利率適用期間:20年 ●積立利率:4.00% ●1米ドル=150円

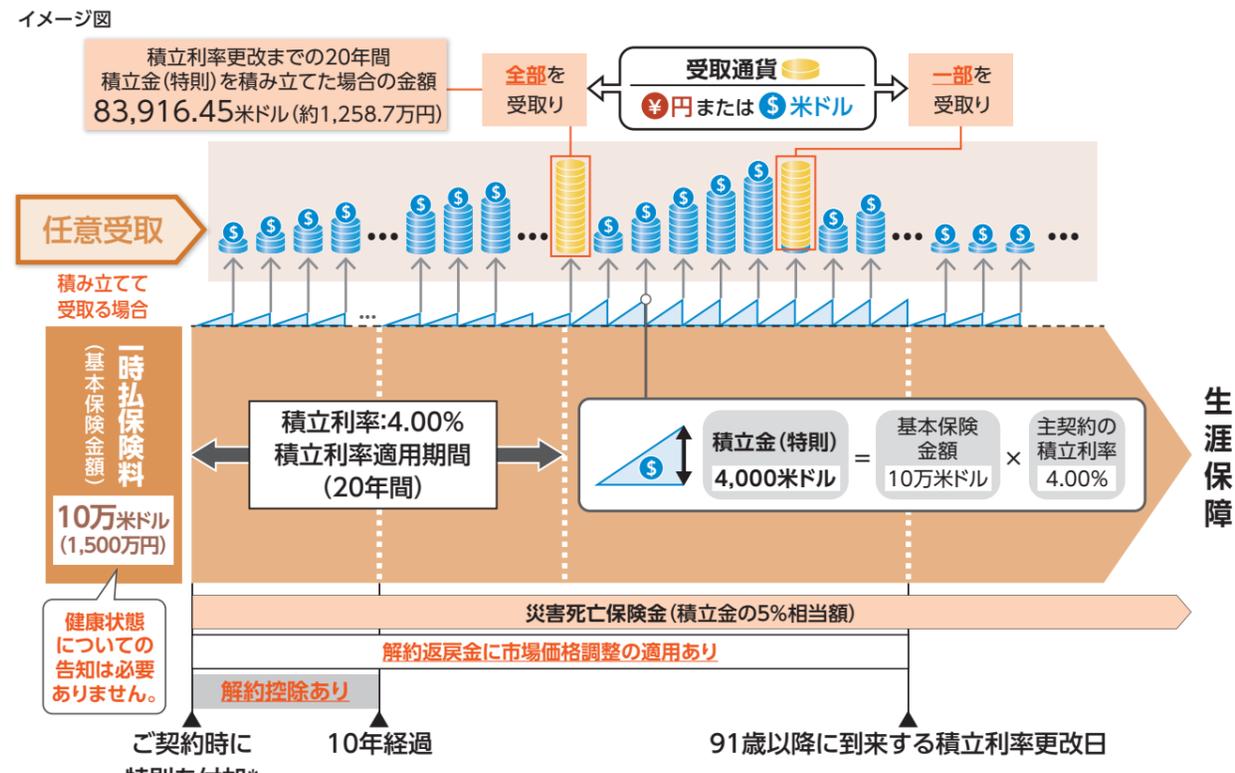
## 定期受取プラン

契約者は毎年、積立金 (特則) を解約控除・市場価格調整なしで受取れます。



## 任意受取プラン

積立金 (特則) を積み立てておき、契約者のお申出により、任意のタイミングで受取れます。解約控除・市場価格調整なしで受取れます。



積立金 (特則) はPGF生命所定の利率で積み立てます。「任意受取」を選択された後に適用する利率は、主契約の積立利率とは異なります。また、多くの場合で主契約の積立利率より低くなります。上記の試算においては、年0.50%としています。なお、この利率は将来変更される場合があります。直近の積立金 (特則) を積み立てる際の当社所定の利率については、当社ホームページをご覧ください。

\*ご契約時に定期受取プランもしくは任意受取プランのどちらかを選択いただけます。ご契約後に定期受取プランと任意受取プランを変更することも可能です。プランの変更は年単位の契約当日のみ可能です。お取扱いについてくわしくは、特に重要なお知らせ「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

可能。プランの変更は年単位の契約当日のみ可能です。お取扱いについてくわしくは、特に重要なお知らせ「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

### 【被保険者が亡くなられた場合】

積み立てた積立金 (特則) がある場合、以下の金額が支払われます。

$$\text{主契約の死亡保険金額} + \text{積み立てられた積立金 (特則) 額} = \text{死亡保険金額}$$

\* 特則の中途付加はできません。解約等、主  
\* イメージ図は保険のしくみを簡略化して  
\* 積立金 (特則) を円で受取る場合は、為替  
\* 上記のイメージ図では、積立利率適用期間  
ありません。  
\* 上記のイメージ図等に記載の各種数値は

契約が消滅するまでこの特則は続きます。この特則のみの解約は、直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約するお申出をされた場合に限りです。記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。相場の変動による影響を受けお受取りの都度、増減します。満了時にご契約時よりも積立利率が高くなった場合を記載していますが、実際の積立利率を考慮しておらず、将来の積立金 (特則) 額を保証するものではありません。実際の数値ではなく、将来の積立金 (特則) を保証するものではありません。

# 税務のお取扱いについて

## お払い込みいただく保険料について

- お払い込みいただいた一時払保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

※死亡保険金受取人が契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

保険料	対象
主契約（一時払保険料）	一般生命保険料控除

※一時払保険料はご契約の年のみ対象となります。

※介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

## （災害）死亡保険金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） +住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（50万円×法定相続人の数）」まで非課税となります。

### <積立金(特則)のお取扱い>

死亡時に積み立てられた積立金(特則)は、主契約の死亡保険金に加算されます。

積み立てられた積立金(特則)が相続税の対象となる場合、生命保険金の非課税枠が適用されます。

## 契約者が先に死亡した場合について

- 契約者と被保険者が別人の契約で、契約者が死亡した場合、新しい契約者を指定いただけます。新しい契約者が契約の権利を引き継ぐことになるので、解約返戻金相当額が相続税の課税対象となります。この保険契約の権利は、前の契約者の本来の相続財産であり、遺産分割協議の対象となります。

### <積立金(特則)のお取扱い>

特則部分の解約返戻金についても、主契約の解約返戻金額に加算されます。

## 解約返戻金について

- 解約された場合、解約返戻金額から契約時の一時払保険料を差し引いた金額が所得税（一時所得）と住民税の対象となります。
- 減額された場合、解約返戻金額から、契約時の一時払保険料から減額部分の解約返戻金額を差し引いた金額が所得税（一時所得）と住民税の対象となります。
- 受取コースのご契約を解約し、積立金(特則)を受取った場合は、解約返戻金額から、契約時の一時払保険料からそれぞれに受取った積立金(特則)の必要経費相当額を差し引いた金額が所得税（一時所得）と住民税の対象となります。
- 解約(減額)され、解約返戻金額が契約時の一時払保険料を下回った場合、課税されません。

※税務取扱い等に関する記載は、2024年12月現在の税制・法令に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

## 税務のお取扱い(積立金(特則)等に係る課税の例)

- 受取コースかつ定期受取プランを選択した場合  
(a) 毎年の積立金(特則)のお受取り: 所得税(雑所得) + 住民税
- 受取コースかつ任意受取プランを選択した場合  
(b) 積み立てた金額の全部または一部のお受取り  
(b)の支払前において、(a)による支払を受けたことがない場合: 所得税(一時所得) + 住民税  
(b)の支払前において、(a)による支払を受けたことがある場合: 所得税(雑所得) + 住民税

### 定期受取 【所得税(雑所得)の対象となる金額について】

- お受取りになる積立金(特則)から必要経費を差し引いた額が所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。

$$\text{必要経費} = \text{積立金(特則)の額} \times \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{積立金(特則)受取予定総額} + \text{死亡保険金額}}$$

- 積立金(特則)受取予定総額は、第1回の年単位の契約応当日における「積立金(特則)の額 × 被保険者の余命年数\*1」となります。

\*1 所得税法施行令別表に定める余命年数

#### <必要経費の計算例>

- 男性: 61歳\*2 (余命年数: 18年) ■ 一時払保険料: 1,200万円と仮定 ■ 積立金(特則)の額: 36万円と仮定
- 死亡保険金額: 1,200万円と仮定

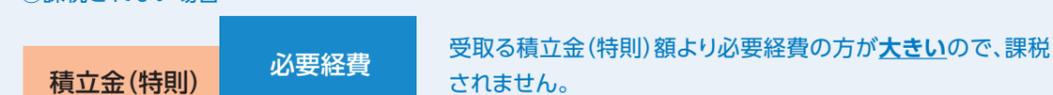
$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= 36\text{万円} \times \frac{12,000,000\text{(円)}}{(360,000\text{(円)} \times 18\text{(年)}) + (12,000,000\text{(円)})} \\ &= 36\text{万円} \times 0.65^*3 \\ &= 234,000\text{(円)}^*4 \end{aligned}$$

\*2 第1回の年単位の契約応当日における被保険者の年齢 \*3 小数点第3位以下切上げ \*4 円未満切捨て

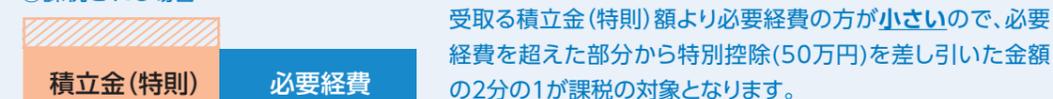
### 任意受取 【所得税(一時所得)の対象となる金額について】

- お受取りになる積立金(特則)から必要経費を差し引いた額が所得税(一時所得) + 住民税の対象となります。  
※任意受取プランで積立金(特則)の全部または一部を受取る前に、定期受取プランで積立金(特則)を受取っていた場合、所得税(雑所得) + 住民税となり、上記の「定期受取プラン」のお取り扱いとなります。
- お受取りになる積立金(特則)の課税については以下の通りです。

#### ①課税されない場合



#### ②課税される場合



- 必要経費 = 一時払保険料(過去に必要な経費とした部分を除く)のうち、受取る積立金(特則)の額に達するまでの金額

#### <必要経費の計算例>

- 男性: 60歳 ■ 一時払保険料: 1,200万円と仮定 ■ 積立金(特則)の額: 360万円と仮定

$$\text{必要経費} = 360\text{万円}$$

※360万円の積立金(特則)を受取った後、新たに積立金(特則)を受取った場合の必要経費は、一時払保険料相当額のうち、受取った積立金(特則)の額に達するまでの金額となるので、1,200万円から360万円を差し引いた840万円となります。

# ご契約後に活用いただけるサービス

## PGFあんしん代理請求サービス

各種請求をする方(契約者や受取人等)が認知症等により意思表示が困難であると判断されたとき、所定の書類等の提出により、成年後見人等の選任なしで、**推定相続人\*1等がご本人に代わって手続き**することができます。

\*1 契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方を指します。

ご請求いただける手続きの一例

- 各種保険金等の請求
- 住所変更
- 解約(減額)



- 保険商品やご契約内容によって請求できる手続きは異なります。
- 所定の手続きの際には推定相続人全員および死亡保険金等の受取人全員の連署と、所定の書類が必要になります。
- 指定代理請求制度が利用できる場合、指定代理請求制度が優先されます。
- 受取人変更や契約者変更など一部対象外となる手続きがあります。

## 死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払い**します。



- お取り扱いできる通貨は円のみとなります。米ドル建の保険金は、PGF生命所定の為替レートにて換算してお支払いします。  
※円でお支払いする金額は、為替相場により変動します。
- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。
- 死亡保険金受取人が法人の場合、お取り扱いできません。

## PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン等\*2から、各種サービスを利用することができます。

\*2 一部のOS・ブラウザからはご利用できません。

 <p>ご契約内容や 解約返戻金のご確認</p>	 <p>住所、受取人変更や ご家族登録サービスの 各種手続き</p>
 <p>生命保険料控除証明書や 保険証券等の再発行</p>	 <p>ご契約内容のお知らせ等の 各種通知や保険証券を Web上でご確認</p>

新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。\*法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。  
くわしくは、当社ホームページをご確認ください。

## PGF生命の付帯サービス

契約者・被保険者およびご家族(配偶者・2親等内)がご利用いただけるサービス

**無料** 介護・健康ほっとライン(提供:株式会社保健同人フロンティア)

### 電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談  
内容

- 介護相談(日常の介護や認知症への対処方法等)
- 健康相談(予防や症状の悩み等)
- 医療機関の相談・情報提供
- 子育て相談(育児や子供の病気等)
- 専門医による電話相談

### マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談  
内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談

**優待** 見守り・セキュリティ紹介サービス(提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK みまもりサポート」(初回2ヵ月月額利用料無料\*)
- 「まもるっく」(事務手数料無料)
- 「HOME ALSOK Connect」(初回2ヵ月月額利用料無料\*)
- \* 警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

契約者・被保険者がご利用いただけるサービス

**無料** 脳の健康度チェックサービス(提供:エーザイ株式会社)

### のうKNOW®

4つのトランプテストを実施することで、脳の健康度をご確認いただけます。

テスト  
内容

- 脳の反応速度チェック
- 視覚学習チェック
- 注意力チェック
- 記憶力チェック

\*本サービスは、疾病(認知症含む)の予防や診断を目的としたものではありません。

**優待** がんスクリーニング検査サービス(提供:株式会社サリバテック)

### サリバチェッカー

今現在、自分ががん罹患しているかどうかのリスクをだ液を採取して送るだけでご自宅でもチェックいただけます。  
\*優待価格でご利用いただけます。

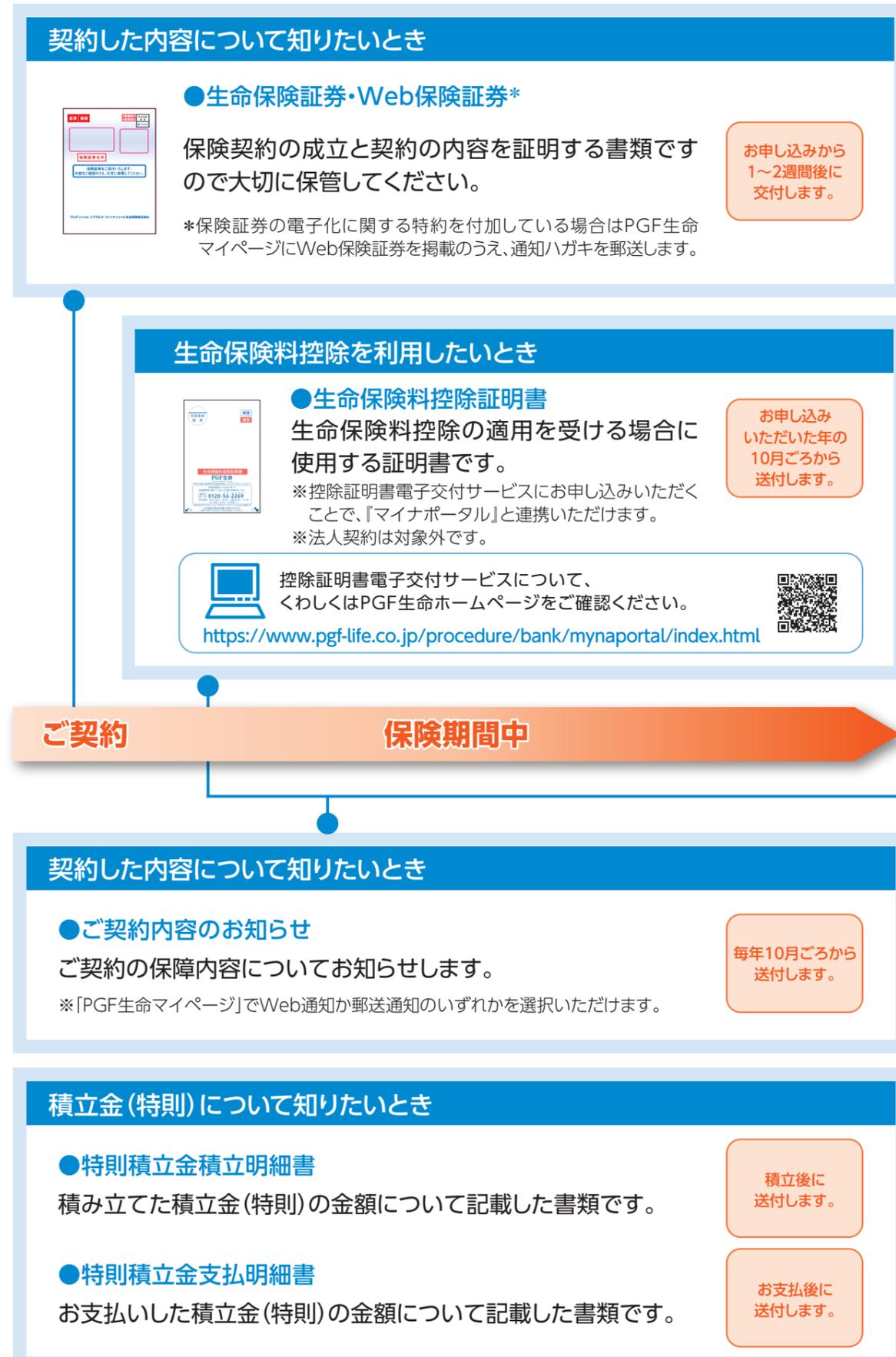
<チェックできるがんの種類>

- 肺がん
- 膵がん
- 胃がん
- 大腸がん
- 乳がん(女性のみ)
- 口腔がん

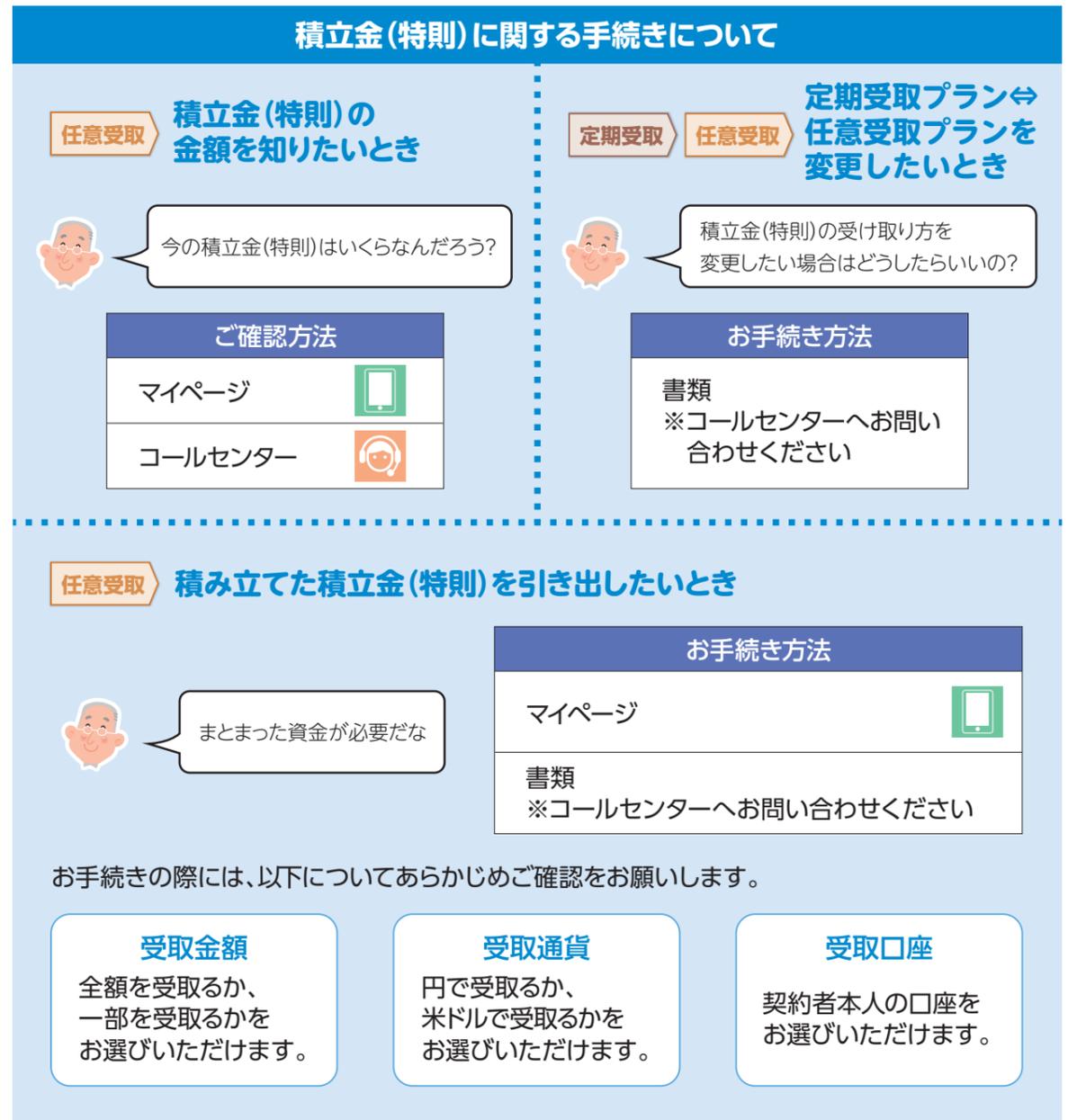
\*付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。 \*PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。 \*法人は利用対象外です。 \*ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。 \*脳の健康度チェックサービス「のうKNOW」/がんスクリーニング検査サービス「サリバチェッカー」はパソコン・スマートフォンからPGF生命マイページの登録が必要です。 \*記載の内容は、2024年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。 \*付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等については、くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

# ご契約後にお送りする主な書類

<イメージ>



# 受取コース 各種手続きについて



Memo

---

Memo

---